

住民基本台帳の閲覧請求について

1. 予約受付時間等について

午前8時30分から午後5時15分まで

土・日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日

2. 予約日について

受付日の14日後から2ヶ月まで

提出書類については、事前審査のため閲覧希望日の2週間前までに、郵便等で提出してください。

3. 閲覧日について

月曜日から金曜日まで

ただし、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

4. 閲覧時間及び定員について

午前9時30分から午前11時30分まで

午後1時30分から午後4時まで

閲覧定員は2名とする。

5. 提出書類について

① 国又は地方公共機関の場合

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求書（第1号様式又は、第2号様式）

② 個人、法人の場合

(1) 住民基本台帳閲覧申出書（第3号様式）

(2) 誓約書（第4号様式）

(3) 閲覧目的又は理由を証明できる書類（世論調査、市場調査等のアンケート見本等）

(4) 法人の場合は、法人の概要が分かる資料（履歴事項全部証明、事業所概要等）

(5) 法人の場合は、個人情報保護に係る対応が分かる資料（プライバシーマークが付与された許諾証等）

(6) 大学等の場合は、大学等の認可が分かる証明書（大学の委員会又は学部長に由る証明等）

(7) 個人、法人を問わず、閲覧の申出を他者（公共団体等）から受託した場合は、委託者との関係が分かる委託契約書等の写し
※審査結果や書類不足、不明瞭な点がある場合など申請者へご連絡します。

6. 閲覧方法について

閲覧の際には、閲覧者の本人確認をさせていただきます。

① 国又は地方公共機関の場合

閲覧者は顔写真付きの職員証を持参してください。

② 個人、法人の場合

官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類（免許証、旅券等）を持参してください。なお、顔写真付きの本人確認書類等がない場合は、審査の旨の申告を行ってください。照会書（第5号様式）を送付します。（回答書及び健康保険の被保険者証等を持参してください。）

7. 閲覧手数料等について

1世帯 300円

1個人又は1法人につき1月に1回とする。

8. 閲覧場所等について

清川村 税務住民課

愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

電話 046-288-3849（直通）

所定の閲覧転記用紙に記入する。

複写、写真撮影及び名簿との照合はできません。

9. その他

閲覧に際しては職員の指示に従い、上記のことについて守らない閲覧者に対しては、その後の請求等に応じられません。